

令和5年 第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年2月27日 午後2時00分から午後4時28分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島 保 委員 松永 貴夫

11. 議決事項及び議事の要領

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、3番案件につきましては、農地利用最適化推進委員に係る案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定を準用した議事参与の制限に該当するため、はじめに1番及び2番案件を審議します。

事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は小沼の附島です。地目は田で地積は993㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は小沼の附島です。地目は田で地積は990㎡です。

譲受人及び譲渡人、譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番及び2番 三芳野地区 高橋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件及び2番案件の譲渡人は、十数年前に夫を亡くし、それ以来、譲受人にこれらの農地を耕作していただいています。譲渡人は他にも農地を所有していますが、今回、これらの農地を譲渡することで、話がまとまったということです。譲渡人には、子がいますが、農業をしないということです。ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番及び2番案件は許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第6号のうち、1番及び2番案件は許可と決定します。

議 長 続いて、3番案件について、審議します。
議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 14時14分から14時15分 該当委員退席)

議 長 再開します。
3番案件について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

3番案件の所在地は塚崎の稲干場です。地目は田で地積は1,238㎡です。
譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。
申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
3番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲受人は、稲作を主に行い、野菜も栽培しています。譲渡人は、吉見町在住で高齢です。相続手続きに時間がかかり、ここで、相続によりこの農地を取得したとのこと。また、住所も遠方であることから、近くの方に耕作していただきたいということを以前から話していたとのことですが、今まで、譲受人に管理していただいていたとのこと。譲受人は、中里用水土地改良区の理事として活躍しており、今後もこの農地を適正に管理、耕作ができるとことから小委員会では、問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、それでは採決を行います。
議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、3番案件は許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第6号のうち、3番案件については許可と決定します。
暫時休憩します。

(休憩 14時20分から14時21分 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の前林です。地目は畑で地積は376㎡です。
譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件及び3番案件については、転用の目的が同一であります、契約内容が所有権移転と使用貸借権設定で、別々の申請者によるものでありますので、別議案としていますが、内容が同一でありますので、一緒に説明させていただきます。

2番案件の所在地は浅羽の石原、ほか1筆です。地目は田で地積は合計で1,012㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は園庭で、契約の内容は所有権移転です。

3番案件の所在地は浅羽の石原です。地目は田で地積は623㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は園庭で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、農地法第4条第6項ただし書きに該当する事業を転用目的としていることから、第1種農地の不許可の例外に該当しています。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は新堀の金井、ほか4筆です。地目は畑で地積は合計で393.96㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となってお

り、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は301㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は5.45㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は排水管理設で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

なお、この案件については、議案作成後、譲受人の所有農地に違反農地があることが判明しました。現地確認をしたところ、譲受人の宅地の北側が農地で、その半分は作付けされていますが、残りの半分が砂利敷きで、浄化槽が埋設されている状況となっていて、川越農林振興センターと違反農地であると協議しました。そのため、是正または追認により違反の解消をしない限り、今回の申請について許可が出ないと川越農林振興センターから話を聞いています。また、代理人からは追認により農地転用し、違反を解消したいという話を得ています。

今回の申請については、市から進達があれば、追認の許可により違反の解消があるまでの間、この件について保留し、追認の許可と同時に許可を出すことは、可能であるとの話を川越農林振興センターからいただいているところです。

7番案件の所在地は小山の北林、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で369㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えます。

8番案件の所在地は善能寺の西山です。地目は畑で地積は302㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は森戸の宿です。地目は畑で地積は361㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、污水管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

10番案件の所在地は多和目の坂上です。地目は畑で地積は397㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当しています。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員 2番、3番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

4番から8番 入西地区 齊藤委員 9番、10番 大家地区 武藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、都内在住で、相続でこの農地を取得しましたが、体調が悪く、耕作することができないことから、手放すこととしました。周辺には、住宅が多く、他の農地に影響はありません。小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件と3番案件は、園庭という転用目的が同じのため、一括して説明します。譲受人は社会福祉法人の理事長です。2番案件の譲渡人2人は、申請目的の園庭を変更する隣接地の所有者です。3番案件の譲渡人は、この理事長と同一人物です。農地の状況は、休耕となっています。この保育園は、お寺への参道を挟んで園舎と園庭があり、参道は歩行者だけでなく、自動車も通行するため、安全性に問題があると以前から指摘されています。事故が起きる前に園児の安全を確保するとともに、園児の成長に資する保育を行うためにも園庭を変更することは、必要であり、また、近隣農地への影響もないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は4人おり、いずれも就農しておらず、これからも就農の意思はありません。また、住宅地に隣接しており、近隣に農地もないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

5番案件の譲渡人は、高齢で野菜を少し作付けしているほかは、農地を保全管理している状況です。また、娘夫婦がおりますが、就農の意思はありません。近隣に農地はありますが、特に影響はないと思われます。小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

6番案件につきましては、譲受人が合併浄化槽からの排水管を譲渡人の承諾を得て、隣接する農地に埋設、使用していましたが、今回、その農地の所有者が変わることから農地転用の申請に至りました。住宅からの排水が必要ということで、小委員会では、転用はやむを得ないということとなりました。先ほど、事務局から説明があったとおり、だいぶ前から合併浄化槽を農地に設置していたようです。その許可申請についても、早急にするということですので、それと同時進行ということで、条件付きの許可ということとなればよいと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

7番案件の譲渡人は、都内在住で、耕作はしておりません。周辺は開発が進み、隣接する農地もありません。小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

8番案件の譲渡人は、鶴ヶ島市在住です。この農地は、最近では耕作されていない状況ですが、農地として管理はされております。小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

9番案件の譲渡人は、相続でこの農地を所有することとなりました。譲渡人とその夫は、農業以外の仕事をしており、農地について十分な管理ができないということで、この農地を手放すこととしたようです。小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

10番案件の譲渡人は、浅羽在住で、この農地までトラクターで通って維持管理をしていました。しかし、譲渡人が病気になり、管理することができなくなったため、手放すこととしたようです。小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 6番案件について、違反農地の追認による農地転用の許可を条件付きとしてこの案件をすぐに許可する必要があるのか、また、追認と6番案件をまとめて許可をするのかという手続きについてはどうなのでしょう。

事務局 今回、議案とした後にこの問題が判明しました。川越農林振興センターからは、

手続きとして市から進達があれば、川越農林振興センターで許可の保留をして、違反の農地については是正を確認した後に、許可を出すことは可能であるとの見解をいただいています。また、市で保留をして是正を確認してから進達することも可能です。

委員 そうすると違反を認識しながら条件を付けて許可するか、議題としたが違反があるので、市でこの段階で保留して、違反の是正を待った後に許可するかのどちらかになるということと捉えてよいのでしょうか。

事務局 今回、委員会でこの件について許可相当の決定をいただいて、それに違反農地の追認または是正が必要であるという旨の意見を付して川越農林振興センターに進達をして、川越農林振興センターは、違反農地の追認または是正まで許可を保留するという事です。同様の事例は、川越農林振興センター管内で過去にあったということです。

委員 排水の処理ということで、譲受人の毎日の生活にも関わります。また、農地転用の許可まで日数も必要になりますが、違反の追認または是正の手続きはどのようになるのですか。

事務局 追認の手続きにつきましては、通常の農地法第4条の農地転用手続きになります。

委員 そうすると早くて来月の委員会で第4条の申請に対する審議となり、それまでは進まないということになりますか。

事務局 来月の10日までに申請があれば、来月の農業委員会での審議となります。条件が付された6番案件と同時にありますが、川越農林振興センターから許可が出るのは、最短で4月20日ごろになります。

委員 農地法第4条の許可申請が許可になることが条件となるとすると、第4条の申請と一緒に審議するという事と同じになりますがどうですか。

事務局 川越農林振興センターからは、是正または追認による違反の解消が必要といわれております。ここについては浄化槽ということで毎日の生活に必要なものなので、追認の申請手続きをしたいということ、代理人を通じて譲受人から話をいただいています。また、川越農林振興センターでも違反の解消がない限り許可を出さないということです。

委員 追認の許可申請が来月ということであれば、同時に審議ということで問題ないと思います。

事務局 条件付きの許可相当がしっくりこないということであれば、市で6番案件を保留にして、来月以降に第4条の追認の申請と同時に審議いただき、県に進達することとなります。

委員 6番案件の隣接地の農地転用による工事が始まった後に、6番案件の排水管の埋設工事はできますか。

事務局 6番案件の排水管の埋設は6月に転用し、工事をする予定なので、時間に余裕

はあります。

委員 2番、3番案件と10番案件は第1種農地であるが、転用の不許可の例外の内容について、説明してください。

委員 2番、3番案件の農地法第4条第6項ただし書きについては、土地収用法第3条に規定する社会福祉事業に該当します。また、10番案件の農地法施行規則第33条第4号については、集落接続があるということで川越農林振興センターに確認していただいています。

議長 ほかに質疑はありますか。無いようですので、採決を行います。
議案第7号農地法第5条の規定による許可申請のうち1番から5番案件、7番から10番案件については、許可相当と決定し、6番案件については、保留としたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第7号のうち1番から5番案件、7番から10番案件については、許可相当と決定し、6番案件については、保留とします。

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農地等の利用の最適化の推進に関する指針により説明】

この指針については、農業委員会等に関する法律が一部改正され、4月1日から施行となることから、定めるものです。

法律の改正により、農業経営基盤強化促進法で人・農地プランが法定計画の地域計画となり、その内容を指針に定めること、また、目標とその達成状況の評価方法を指針に定めることとされました。また、国から1月または2月の農業委員会において、指針を定めることとの通知があり、審議いただくものです。また、作成案が全国農業会議所から示されておりまして、それを参考に事務局案を作成したものです。

現行の指針では、令和5年を目標にしておりましたが、地域計画は10年後を目標とすることで、それに合わせて、この指針も10年後を目標としており、3年後（令和8年3月）及び10年後（令和15年3月）の目標、①遊休農地の解消目標（令和15年3月の管内の農地面積に対する遊休農地面積の割合1.0%）、②担い手への農地利用集積目標（令和15年3月の管内の農地面積に対する集積面積の集積率50.0%）、③農業経営体の新規参入（令和15年3月の新規参入経営体数34経営体）を定めております。

また、以上の3項目の目標について、それぞれ具体的な推進方法及び評価方法を定めております。

さらに、地域計画の目標を達成するための農業委員会の役割について規定しています。

議長 説明が終わりました。質疑等ありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のと

おり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第8号は原案のとおり決定します。

議案第9号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第9号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2月分の農用地利用権設定申出は、すべて新規で47件、86筆、面積の合計が75,611.00㎡です。その内訳は、一般分が46件、83筆、面積の合計が71,121.00㎡です。また、農地中間管理事業分が1件、3筆、面積の合計が4,490.00㎡です。また、合意解約の面積は1,983.00㎡です。

令和5年3月1日設定後の利用集積面積は、合計3,222,583.52㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第9号農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり決定します。

議案第10号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長 議案第10号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

議案第10号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものについて、農地利用配分計画を設定するものです。面積につきましては、合計4,490㎡で、契約の始期は5月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第10号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第10号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第2号 専決処分の報告について

議 長 報告第2号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第2号ですが、1月分の専決処分は、農地法第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出5件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等ございますか。
(質疑・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第1回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年2月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員